

北九州市地域防災計画 令和2年度修正について

■北九州市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、北九州市防災会議が作成する計画であり、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策の基本的な事項を定める。毎年検討を加え、国や県の計画の修正や、近年の災害を受け、必要があると認められるときは修正を行う。

■主な修正項目

1 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

(1) 避難所における感染症対策

避難所で集団感染を発生させないために、手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策や運営面での対策、衛生用品の備蓄について記載した。

(2) 避難所以外への避難（分散避難）の考え方

避難とは、「難」を「避」けることであり、避難先は避難所に限らず、安全な場所にある親戚や友人宅等のマイ避難所への避難といった「分散避難」の考え方や、周知について記載した。

2 備蓄計画の節を新設

自助・共助におけるそれぞれの備蓄の基本的な考え方や、公的備蓄の基準及び体制等について記載した。

3 近年の災害や、国の防災基本計画を踏まえた修正

(1) 風水害における想定の考え方

本市において、過去に多くの被害をもたらした災害に加え、水防法に定める想定最大規模降雨及び想定最大規模の高潮（いわゆる L2）により発生が想定される浸水の規模を記載し、想定の方を具体的に記載した。

(2) 災害対策センターの設置

大規模災害時に、災害対策本部内に各部の情報を共有し、災害応急対策を的確かつ迅速に決定するための災害対策センターを設置するようこととしたため、その内容を記載した。

(3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの活用

災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用について記載した。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

○新型コロナウイルス感染症の流行を受け、避難の考え方や、避難所での感染症対策に見直しを加えた。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は避難することが原則です。**

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。
できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が
変更・増設されている可能性があります。
災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。
やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。

内閣府資料

内閣府（防災担当）・防災庁

1 避難所における感染症対策

- 手洗いや咳エチケットなどの感染症対策の徹底
- 健康状態の確認、換気、施設の消毒
- マスク、体温計、消毒液等の備蓄等

2 避難所以外への避難（分散避難）の考え方

- 避難とは、「難」を「避」けること
- 安全な場所にいる人は避難所に行く必要はない
- 避難所に限らず、安全な場所にある親戚や友人宅等のマイ避難所への避難といった「分散避難」等

備蓄計画の節を新設

① 備蓄の基本的な考え方

発災直後は、流通機能が麻痺し、物資を入手できない可能性が高く、また、支援物資もすぐには届かないことが予想される。

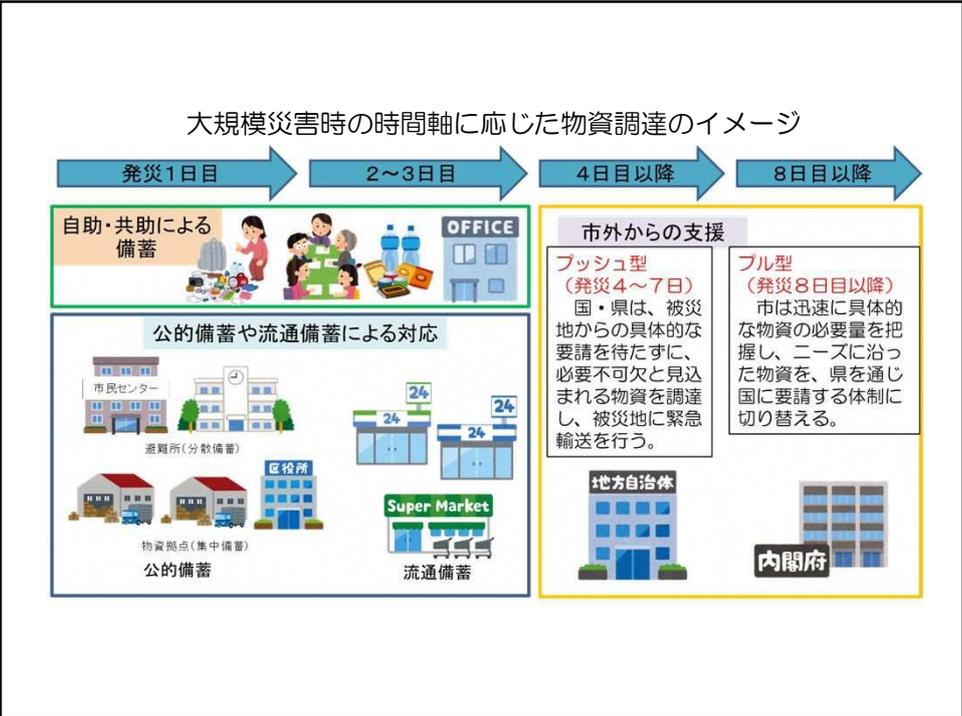
市民、地域、事業所、市等、それぞれが起こり得る災害を想定して、必要な物資を確保できるよう努めていく。

② 自助、共助の備蓄の方向性

市民、自主防災組織、事業所等は最低3日分、できれば1週間分の備蓄に努める。

③ 公助における備蓄の想定及び体制

小倉東断層を震源とする地震が発生した場合の避難者約22,000人が3日間生活できる公的備蓄の整備



近年の災害や、国の防災基本計画等を踏まえた修正等

○風水害における想定の方

本市において、過去に多くの被害をもたらした災害に加え、水防法に定める想定最大規模降雨及び想定最大規模の高潮により発生が想定される浸水の規模を記載し、想定の方を具体的に記載した。

北九州市 高潮ハザードマップ

ハザードマップ利用にあたっての注意事項

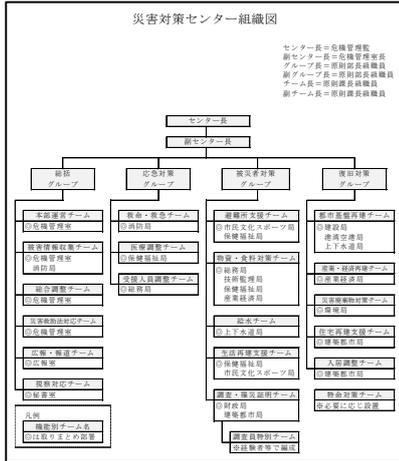
- ・このマップは、防災基本計画に基づき作成されたものであり、実際の被害状況とは異なる場合があります。
- ・最新の情報に基づき、随時更新を行う場合があります。
- ・本マップは、防災基本計画に基づき作成されたものであり、実際の被害状況とは異なる場合があります。

- 1 過去に多くの被害をもたらした災害
 - ア 昭和28年6月の北九州大水害
 - イ 平成11年台風第18号による高潮災害
- 2 甚大な被害を及ぼす最大想定(水防法)
 - ア 水防法第14条に定める想定最大規模降雨による河川の氾濫による浸水
 - イ 水防法第14条の3に定める想定し得る最大規模の高潮により発生が想定される浸水

H11年 台風第18号による高潮

○災害対策センターの設置

北九州市災害対策本部運営要綱を一部改正し、大規模災害時において、各部の情報を共有し、災害応急対策を的確かつ迅速に決定するための災害対策センターを設置する。



○災害時外国人支援情報コーディネーターの活用

災害時に災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターを活用する。

災害時における外国人被災者への情報伝達の課題

- ・ 行政による膨大な情報の提供
- ・ 外国人のニーズ・求める情報の多様性



災害多言語支援センター等において、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、外国人被災者のニーズとのマッチングを実施

イメージ

